

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第3号 12月6日(金曜日)

◎議事日程 第3号 令和6年12月6日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(16名)

1番	丸山幸治君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
7番	諏訪毅君	15番	久世高裕君
8番	小川清美君	16番	柴山一生君
9番	畠竜介君	17番	柴田浩行君
10番	玉置幸哉君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(2名)

2番	ビアンキ恵子君	6番	島田亞紀君
----	---------	----	-------

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主査	石黒絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
情報政策課長	上原敬正君	健康推進課長	水野嘉彦君
子ども未来課長	上原真由美君	子ども未来課主幹	伊藤真弓君
子ども未来課主幹	神林宏之君	都市計画課長	高木誠太君

都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
環境課長	高 橋 正 直 君	觀 光 課 長	小 池 信 和 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君	消防本部消防次長	安 藤 和 重 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

午前10時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） ただいまの出席議員は、16名であります。

通告による欠席は、2番 ビアンキ恵子議員、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（諏訪 毅君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） おはようございます。8番、創大会、小川清美です。議長のお許しをいただきましたので、今回は5件の一般質問をさせていただきます。順次、進めてまいります。よろしくお願ひをいたします。

件名1、改正建築基準法に係る対応について。

要旨は、建築費上昇による補助施策の精査についてであります。

令和4年6月に公布された改正建築基準法が、いよいよ来年4月から全面施行されます。

そしてこの改正は、建築分野全体にわたり大きな変革をもたらすと言われています。

昨日の増田議員の発言にもありましたが、改正の内容について少し触れさせていただきますと、1点目は、省エネ基準がより厳しくなり、建物が高い断熱性を持つよう義務化されます。

2点目ですが、これまで4号建築物と言っていた2階建て以下や延べ面積500平方メートル以下の木造建築物の特例が大幅に縮小されることによって、構造審査が必要となり、リフォームであっても、確認申請の可能性が出てきます。

3点目ですが、大規模木造建築物の構造計算基準や防火規定が変更され、デザインの柔軟性が高まります。

このほか、木造戸建住宅の確認申請対象範囲の拡大や、壁量計算が見直されるなど、かなり大きな改正となります。

こうした改正は、持続可能な社会の実現とともに、建物のエネルギー効率や安全性を高めることが目的であることは理解できます。一方で、この改正によって建築工事費が上昇することが懸念されます。特にリフォーム費用が高額になると言われています。このところの物価高騰や今後の人件費上昇を加味すれば、かなり工事費が上がるものと推測しています。

当市は建築に関する施策として、住宅省エネ改修支援補助事業や高齢者住宅リフォーム助

成事業など、補助事業が多数用意されています。こうした施策は、言ってみれば市民にお得感を感じていただくことで、実施動機に結びつけてもらうということで、一定の効果があるものと思っていますが、工事費が上昇することによって、お得感が薄れることになります。

そこで、市が実施している建築に係る補助事業について、助成割合、限度額など精査し、場合によってはその内容を見直す必要があると考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求める。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） おはようございます。ご質問にお答えします。

小川議員ご質問のとおり、今回の建築基準法の改正は、地球温暖化対策の削減目標の強化を進めるため、建築分野での省エネ対策や木材利用の促進を図るために行われる内容となっております。

その改正には、建築確認審査の対象となる木造建築物において、一部審査が省略されていた規模や階数、建築面積の見直しにより、審査項目が増え、施主への負担増につながる要素も含まれていると考えられます。

また、近年の物価上昇は住宅関連においても顕著になってきており、新築・リフォーム問わず影響は大きいと考えられます。

現在、本市では耐震改修や空き家の利活用補助、住宅リフォーム補助、定住補助など住宅本体への施策をはじめ、省エネや温暖化対策といった住宅設備への補助など、目的に応じた施策を行っており、耐震改修など国や県の補助施策と、定住など市の独自施策として行っているものがあります。

これらの補助施策は、それぞれの行政課題の解決を目的に実施しているもので、限度額について、独自施策の場合は対象となる一般的な経費から先進自治体の事例などを参考に算定しています。

また、国県補助の場合は、国県が定めた補助額としていることから、今後も、各種補助制度の趣旨や目的と合わせ、国県や先進自治体の動向を注視していきます。

議員ご提案の近年の法改正や物価上昇による市民の負担増に対する助成割合や限度額などの見直しについてですが、精査を行い、住宅関連の施策については、個人資産に対し公費で一部負担するものであることなどから、現時点において見直す考えはありません。

◎副議長（諫訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

件名2、救急搬送についてに移りたいと思います。

要旨は、救急搬送の状況についてということでございます。

救急搬送についてでございますが、まずもって市民の安全・安心、命と財産を守るために、昼夜活動いただいております消防隊員、救急隊員の皆様に感謝を申し上げます。今回は救急業務について質問をいたします。

搬送者を受け入れる側から見た場合、日本の救急医療は、重症度に合わせて、1次救急か

ら3次救急の3段階の体制となっています。

1次救急は、比較的軽度な症状を対象とし、来院手段としては自家用車、タクシー、公共交通機関を想定しています。

2次救急は、重症者を対象とし、来院手段は救急車に限らず、自家用車やタクシーを想定しており、一般的に救急車を呼んだ場合は、この多くが2次救急を行う医療機関に搬送されることになります。

また、3次救急は、重篤患者などを対象とし、救急車やドクターへりによる搬送の想定をしているようございます。

こうした状況でございますが、2点についてお尋ねをいたします。

1点目ですが、この1～2年間の救急要請数、搬送人員数などの状況をお願いします。

2点目でございます。搬送人員の傷病の程度別内訳はどうなっているのかということ、また、分かればということで構いませんが、1運行に係る経費はどれくらいなのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

まず、過去2年間の救急出動件数と搬送人員についてですが、令和4年の出動件数が3,528件、搬送人員が3,284人、令和5年では出動件数が3,676件、搬送人員が3,376人となっており、この2年間の比較において出動件数が148件、搬送人員が92人の増加になっております。

次に、傷病程度別の内訳ですが、令和4年は死亡が45人、重症が231人、中等症が1,814人、軽症が1,194人、令和5年では死亡が56人、重症が204人、中等症が1,878人、軽症が1,238人となっており、傷病程度別の割合は例年同じような状況でありまして、中でも中等症が全体の5割強で最も多く、続いて軽症が4割弱を占めている状況となっております。

1運行における平均的な経費につきましては、活動する隊員の職位や、活動に従事する時間で人件費は異なり、さらに、燃料費においても市外への病院搬送など常に走行距離も異なります。

加えて傷病者の状態で、使用する資機材や活動内容も全て違ってくるなど、金額の算定条件が多岐にわたるため、数字のほうを持ち合わせておりません。

◎副議長（諫訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

この1～2年間の出動回数が1日当たり10回ぐらい、また搬送者数も1日当たり10人程度ということで確認をさせていただきました。

また、1運行の経費については、確かに複雑なことになりますので、算出しにくいということも理解をいたしました。ちなみにですが、ホームページを見てみると、3人分の入件費と燃料費、資機材使用料で、大体1回に月4万円から5万円要すると、そんなようなどころも掲載されておりましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

要旨 2、救急搬送有料化についてでございます。

救急車は生命の危機が逼迫した傷病者を迅速に搬送することを目的として運用されていますが、現実的には不要不急の救急要請が多数発生しており、大きな問題となっている地域があります。

この解決策として、三重県松阪市の3つの病院では、今年6月から救急車を呼んで運び込まれた患者で、症状やけがが軽く、入院しなくてもよかつた場合は、原則、病院側が患者から7,700円を徴収するといった方策を取っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、過去において、当市における搬送人員のうち、表現が適切か分かりませんけども、いわゆるタクシ一代わりのように感じる救急要請があるのかどうか。そして、あるとすれば、どれぐらいか。

また、こうした救急要請によって、本来搬送すべき救急業務に影響があった事例は過去にあったのかということについて、お尋ねをいたします。

それと、もう一つは、民間ではありますけど、救急搬送有料化についての当局の考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求める。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

まず、いわゆるタクシ一代わりのように感じる救急要請についてですが、軽症事例の全てではありませんが、軽症の傷病者の中には、一定数の割合で救急車以外での搬送でも問題はないと思われる要請はあります。

しかしながら、傷病程度の考え方や受け取り方は人それぞれでありますし、傷病者ご本人が医療機関への受診を望んでいるのであれば、救急隊員が救急搬送の必要はないと判断することはありますので、その件数を具体的な数字で表すことはできません。

次に、救急車による搬送の必要がないと思われる出動要請の影響についてですが、重症患者への対応に影響が出たかどうかについては不明です。しかしながら、当市の救急隊が4台全て出動した場合であっても、近隣市町からの応援出動で対応できる体制となっておりますので、過去においても出動要請に対して救急出動ができなかった事例はありません。

最後に、救急搬送の有料化についてですが、昨今の救急要請件数は、当市においても増加傾向にありますが、救急体制の逼迫には至っていないことから、有料化の検討はしております。当市としましては、引き続き市民の皆様に救急車の適正利用を啓発し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

◎副議長（諫訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。救急体制の逼迫には至っておらず、有料化の考えはないということで理解をいたしました。私としましても、有料化することによって、救急要請にためらいが出て、そのために深刻な状況を引き起こすことはあってはならないと思っていますので、安心をいたしました。

続いて、件名3、愛知県週休3日制導入についてでございます。

要旨は、市の見解と導入の可能性についてということでございます。

ご承知のように、愛知県の大村知事は、県職員の週休3日を来年度から導入すると発表いたしました。ただ、今後、職員にアンケートを実施し、無理がないということであればということでございます。

この制度は、1週間や1か月の労働時間は維持しつつ、休日を増やすということあります。もし、愛知県が導入となれば、いずれ県内の市町村にもこのような動きが広まっていく可能性があるものと思います。

そこで、こうした週休3日について、どのように考えておられるのか、また市としての導入の可能性についてお尋ねをいたします。

◎副議長（諫訪毅君） 当局の答弁を求める。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

週休3日制の導入については、フレックスタイム制などの柔軟な働き方、職員一人一人のワークライフバランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上、公務能率の向上につなげる取組として、国家公務員においては、介護など、これまで対象者を限定して適用される制度でしたが、令和7年4月からは対象を全職員に広げることは予定されています。

愛知県においては、先ほど小川議員がおっしゃられたとおりですが、国家公務員の週休3日制の導入に合わせて、職員のアンケート調査で、無理のないという結果であれば、令和7年度から順次導入していくことを知事が記者会見で表明しています。

本市においては、これまでに業務に支障のない範囲内で、職員の早出遅出勤務、交代制在宅勤務や、テレワークの試行など、柔軟な働き方の改善に向けて取り組んでまいりましたが、窓口や直接市民と接する業務が多くを占める基礎自治体の公務の性質上、難しい部分がありました。

仮に、全ての職員が週休3日制を希望し導入した場合、開庁時間を含め、これまでどおりの窓口サービスなどを維持しようとすると、最低でも1.25倍の職員数を確保する必要があります。

また、今年5月の調査では、尾張部23市のうち、2市は全職員を対象に導入が予定されており、10市は導入予定がなく、本市を含めた11市は「今後の導入に向けた検討をしていく」という状況です。

週休3日制の導入に合わせて、職員が制度を利用できる環境や体制の整備が必要となることから、先進自治体における導入に向けての取組や導入後の課題について研究しつつ、今後の職員数や開庁時間の在り方など等含めて検討してまいります。

◎副議長（諫訪毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今後の導入を視野に入れて、その他の課題と合わせて研究していくということで理解をいたしましたが、導入をする場合には、職員に過度の負担が生じないよう、お願いしたいと思います。

それでは、次の件名に移ります。

件名4、犬山城の世界遺産登録についてであります。

要旨は、進捗状況と犬山市の役割についてということでございます。

昨日のことですが、日本の伝統的酒造りがユネスコの世界無形文化遺産に登録されたというニュースが飛び込んできました。大変喜ばしいことと思っています。

さて、犬山城の築城は1537年ということはご承知のとおりで、13年後の2037年には、500年という大きな節目を、現存12天守閣の中で初めて迎えます。

そして、この節目の年をめどとして、世界文化遺産への登録を目指すという話が、かつてありました。

そうした中、同じく世界文化遺産への登録を目指す彦根城の評価結果について、文化庁が公表したといった記事が、先月の中日新聞朝刊に掲載されていました。すなわち、ユネスコの諮問機関であるイコモス、イコモスとは国際記念物遺跡会議ということでございますが、このイコモスによる事前評価結果が発表されたということで、その内容は、彦根城は、登録への評価基準を満たす可能性がある一方、他の城郭とともに国から推薦を得ることも検討することを求めるというものでございます。

このいわゆる既に登録されている姫路城を含めた国宝5城城郭群をもって、世界文化遺産への登録を目指すということは、現在も犬山市のアドバイザーとしてお世話になっている元東大教授の西村先生が、15年以上も前から提唱されていたことでございまして、文化庁から正式にこのような見解が示されたということは、大きな一歩だと思います。日本最古のお城を有する犬山市が先導して、世界文化遺産登録を推進していくべきと考えています。

そこで、登録に向けての現在の状況や、今後の見通し、及び犬山市の役割をどう考えているのかについてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

◎副議長（諫訪 肇君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山城の世界遺産登録に向けた取組については、国宝5城による近世城郭の天守群として、シリアル資産での登録を目指しており、現在、松本市、松江市、犬山市の3市で準備会を組織し、専門家の意見を伺いながら、顕著な普遍的価値、いわゆるOUVの磨き上げを共同で行っています。

近世城郭の天守群のOUVは、国宝5城の天守によって組み立てられているため、将来的には5城として取組を進める必要があります。

しかしながら、姫路城は既に世界遺産に登録されており、また、彦根城は国内の暫定リストに掲載されているという、それぞれが置かれた立場の違いもありますので、まずは、国宝5城サミットへの参加や、国宝5城合同床みがきの実施を通じ、観光や市民交流の観点から連携を深めています。

そのような状況下において、本年10月9日に、彦根城に対するイコモスの事前評価結果の概要が文化庁から公表されました。

公表されたものは、日本語訳された概要であり、英文の詳細は不明ですが、小川議員ご指

摘のように、評価基準（ⅲ）を満たす可能性があることや、「推薦戦略を徳川期日本における大名統治システムの重要性に置いたことを支持する」などの内容が含まれています。また、「彦根城」単独で大名統治システムを説明する戦略もあり得るとしながらも、一方でシリアル推薦の可能性についても検討する必要があるとされるなど、両論併記で書かれており、今後、文化庁、滋賀県、彦根市の協議で、どのような戦略が取られるのか、現時点では不明です。

10月21日に開催した専門家によるワーキンググループで、この事前評価結果に対する意見を伺ったところ、やはり、原文が公開されていないため、イコモスが意図している内容を正確に読み取ることは難しいとのことでした。

しかしながら、近世城郭の天守群のOUVは、彦根城が掲げる大名統治システムの重要性のOUVとは異なるものであり、構成資産が明確であるため、海外に対して説得力が強いとの評価を改めて得ることができ、「このまま、近世城郭群としての取組を進めるべき」との助言を得ています。

したがいまして、今後の方針としましては、「彦根城の動向を注視しながら、近世城郭の天守群のOUVをプラスアップして、その価値を伝えていく」ことが、現時点での3市の共通理解となっており、来年2月7日には、ワーキンググループ委員であり、元イコモス副会長の西村幸夫先生と松本、松江、犬山の3市長が、オンラインでの意見交換を行う予定です。

引き続き、犬山城の調査研究を深めるとともに、その価値を伝え、世界遺産にふさわしい史跡整備や、機運醸成を図るなど、松本市、松江市と連携して世界遺産登録に向けた取組を進めてまいります。

◎副議長（諫訪 肇君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 細かいところまで答弁いただき、ありがとうございました。依然として彦根と姫路がネックとなっているということでございますが、答弁にありましたように、松本、松江と連携をして、少しでも早い時期での世界遺産登録に期待をしたいと思います。

それでは、件名5、DX推進についてあります。

要旨1点目ですが、DX条例制定についてでございます。

先般、私の所属する会派、創犬会で視察に行ってまいりました。そのうちの1か所が栃木県真岡市であります。真実の真に岡と書いて「もおか」と読みますが、正直言ってこういった市があることも、読み方も知りませんでしたし、イチゴ生産全国一ということも初めて知りました。

真岡市は、人口約7万8,000人で、当市よりも6,500人ほど多い市ですので、犬山市と同程度の自治体となります。自治体DXや、これに伴う職員のDX人材確保については、全国トップクラスの取組がされております。

令和3年にDXビジョンを市長が示されたことによって、府内の認識を共有化し、デジタルだけでは駄目で、アナログサービスも推進することとしたということでございます。

真岡市では、ハイブリッドとフレキシブルを足して、ハイフレックス市役所という造語を設けて推進を図っています。そして、令和5年に「真岡市未来変革デジタル条例」を制定し

ています。

この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責務を果たしながら、デジタルを適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さない優しいまちづくりに取り組む際の基本的ルールでございまして、いわゆる理念条例であって市民一人一人が自分らしく暮らし続けることができる未来への変革を目指すというものでございます。こうしたいわゆるデジタル化条例は、全国でもかなりの自治体が定めているようでございます。

市民と行政が共にデジタル社会を認識し、共有化し、住民サービスの向上と行政の効率化を目指す必要があると思います。

そこで、当市もできるだけ早期に、名称はどうであれ、条例を制定すべきと考えますが、見解についてお尋ねをいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求める。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市におけるDX推進については、9月議会で予算をお認めいただいた後、10月から外部人材の専門知識を活用して、現在、現場の課題や現状を分析しており、年度末までに「指針」を策定します。

また、今議会においても、来年度取組を加速していくための準備の予算と債務負担行為の設定の補正予算を上程したところです。

DXは技術の進展が非常に速く、急速に変わり続けている分野であるため、条例を制定するよりも、柔軟かつ迅速に対応できる「指針」を策定し、実際の取組を進めていくほうが効果的であると判断しています。

また、条例制定に係る労力と費用を、今はDX推進に注力すべきと考えています。

「指針」は、本市の状況の分析結果に基づいた実行のための計画であり、迅速な行動を求められる現状において、最も現実的なアプローチと考えています。まずは、この「指針」に基づき、着実にDXを推進する中で、必要があると認められれば、条例制定の検討もしてまいります。

なお、本市の現在のDXの取組状況は、広報8月号で周知していますが、策定した「指針」についても広く市民と共有していく予定です。

◎副議長（諏訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。必要があれば条例制定も検討するということを理解をいたします。

要旨2点目です。DXを推進するための組織と人材育成についてであります。

条例制定は必要と思っていますけども、これは目的であって、これを実現するための方法や要素、いわゆる手段が重要であります。

その1つが、行政における組織と人材の確保や育成と思っています。研修先の真岡市では、総務部デジタル戦略課の係長からレクチャーを受けましたが、その方は若手の職員で、DXに対する熱量が半端ではなくて、私たち会派のメンバーも、その熱意を感じ取ってきました。

真岡市は積極的にDX取組を推進したい職員をDX協力員と位置づけ、プロジェクトに参加、さらに、DX推進リーダー育成研修を受講し完了した者を、DXアドバイザーとして市長が認定するということでございます。

また、このDXアドバイザーの上に、DXエキスパート、DXスペシャリストといった2段階の役割を設置するという計画ですが、エキスパート、スペシャリストについては、今後の取組ということでございました。

現時点ではDX協力員は19人、DXアドバイザーが21人という説明でございました。こうした方々の役職に対して現在は給与等の金銭面的な反映はないが、今後は人事評価への加点ポイントとしたいというような話もありました。

そこで、当市も推進するために何らかの組織体制、あるいは協議体を考える必要を感じました。真岡市をまねする必要はないですし、例えば各課から1人担当者を選抜して、画一的に取り組むという手法は、過去の事例から、その専任職員に大きな負担がかかるおそれがあるため、私個人的には、お勧めはいたしませんが、もう少しふわっとした形の、そういうしたものでもいいのかなというふうに考えております。要は、全庁職員がDXについて認識と理解を深め、方向性を共有することが最も大切であると思っております。

こういったことについて、当局のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

DX推進には、効果的な組織体制の整備が不可欠であることは、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」にも示されています。

本市においても、既に副市長をトップに経営部長や各課長などを構成員とした「犬山市デジタル化推進委員会」を組織し、今年8月15日に1回目の会議を開催しています。

今後、効果的にDXを推進していくためには、職員皆が同じ方向を向いていく必要があるため、デジタルツールの利点やDXの目的を明確にし、抵抗感を減らすため全職員の意識醸成を図る、部長・課長・担当職員といった、階層別の役割と責任に応じたデジタルスキルと知識を身につける、DX推進を現場において実質的に進める役割を担う職員、これが真岡市で言うDX協力員かなと思いますが、こういった職員の育成を行うといったことを徐々に進め、職員の知識と意識の底上げを進めてまいります。

現在、「D：デジタル」の有効活用を進めるため、ソフトバンク社への業務委託に加え、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、管理職・担当職員を対象に「X：トランセフォーメーション」を業務改革として捉える研修を計画しています。

また、次年度についても引き続き外部人材を活用し、ある程度の権限をもったポジションに配置することを計画しており、さらにDX推進を加速していく予定です。

◎副議長（諫訪 毅君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。真岡市でいうDX協力員のような職員

の育成を進めるということでございますので、期待をしたいと思いますが、徐々にとは言わず、積極的にお願いできればと思っております。

以上、5件を質問させていただきました。私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

再開

午前10時50分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畠 竜介議員。

◎9番（畠 竜介君） 9番、創犬会、畠 竜介でございます。議長のお許しを得ましたので、事前に通告いたしました2件について、一般質問を順次させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、件名1、犬山の観光についてということです。

要旨1、犬山市にとっての観光事業の意義はということで、大きな視点で伺いたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、犬山市の観光は、古くは江戸時代まで遡ります。徳川幕府による街道整備の一部として、この地域にも重要な交通の拠点として、名古屋から楽田、善師野を通り、中山道につながる木曽街道や、名古屋城下と犬山城下を結んだ稻置街道などが整備され、物資や旅人などが行き交うことで、大変なにぎわいがありました。

その後も、今は懐かしい日本ライン下りや木曽川河畔の旅館街などが形成され、宿泊の観光地となり、戦後は名古屋鉄道による日帰りレジャー施設の開設が相次ぎました。

また、平成に入ってからは、犬山城の登閣者数も徐々に減っていったものの、町並みの保存や電柱の地中化、道路の美装化により、徐々に町も活気づき、ここ最近ではSNSによる影響も大きく、テレビや雑誌で犬山のことを見ない日はないのではないかと思うほど注目されております。

ついには、先日ですけども、外国人観光客が訪れた人気急上昇エリアで1位となるなど、歴史的背景から見ても、この地域は観光とは切っても切れない地域であるというふうに考えております。

そこで、この観光について、当市にとってこの観光事業というものの意義というのはどういうものなのか、改めて市の考えをお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

現在、犬山観光は、テレビや雑誌、SNSなどでも多数取り上げられ、注目度も高い状況で、そうした中、本市における観光事業の意義は大きく3つあると考えます。

1つ目は、犬山がメディアに取り上げられ、注目され、称賛されることで、市民にとっても、ふるさと犬山への誇りが高まり、郷土愛が深まるものと考えます。

2つ目は、観光により消費が高まり、雇用が生まれ、観光が産業として成長し、経済が活性化することです。

3つ目は、交流人口の拡大により、まちの活力の維持・向上です。

観光事業は、地域住民の生活と来訪者との共存・調和が大前提であり、住民の皆さんの生活への影響を、できる限り改善した上で、地域経済の維持や活性化、社会的交流の促進、地域資源を活用した魅力の向上などで、観光から定住への住みたくなるまちづくりや、これから持続可能なまちづくりとして、人口減少の課題を解決する一つの手段でもあるというふうに認識しております。

◎副議長（諫訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。当市のこれから持続可能なまちづくりの一つの手段として大変重要な事業だと、私個人としても同じように考えております。

観光事業の産業化という話もありましたが、そういったことはもちろんのこと、人口減少時代となった昨今、答弁にあったように、交流人口が増えることによって、市内に飲食店や店舗などが増えて、我々市民の生活にもよい影響があるものだと考えています。

一方で、地域住民と来訪者の共存をしていくための受入れ体制や、来訪者が増えることによる道路などの基盤整備など、犬山市の観光を持続可能なものにするためには、今後も相当の投資や整備が必要になっていくと考えます。

そこで、要旨2点目として、現在の観光における歳入と歳出の状況についてお伺いいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

令和5年度一般会計における観光費に係る歳入決算額は、1億1,357万5,944円で、その内訳は、全体の約95%に当たる1億783万7,600円が観光駐車場使用料となり、残り約5%は、国や県からの補助金や自動販売機設置による行政財産貸付収入等となっております。

一方、歳出決算額は、3億86万6,205円で、その内訳として、観光駐車場の管理業務や犬山城下町の交通誘導警備などの各種委託料が、1億47万7,021円、日本ライン夏まつり実行委員会などへの負担金や、犬山市観光協会運営補助金などの補助金の合計として、7,849万4,282円、それから、木曽川うかい事業費特別会計への繰出金として5,483万5,000円、職員人件費として5,201万5,591円などとなっております。

よって、歳入歳出の差額は、1億8,729万261円のマイナスとなり、一般財源からの充当となっております。

また、木曽川うかい事業費特別会計においては、令和5年度決算額では、歳入決算額は6,267万1,271円、歳出決算額は5,829万9,408円となっており、差引き437万1,863円となりますが、これは翌年度の事業費に繰越しされるというふうになっています。

なお、木曽川うかい事業費特別会計の歳入の約87%に当たる5,483万5,000円が、一般会計からの繰入金となっており、9割近くが一般財源からの充当となっております。

◎副議長（諏訪 毅君）　畠議員。

◎9番（畠 竜介君）　答弁ありがとうございました。なかなか観光だけをくくって歳入歳出の状況を表すのは難しい中、分かりやすく説明いただきましてありがとうございます。

観光事業による経済効果など、いろんな見方があるとは思いますが、現在の状況をお伺いする限り、観光事業単体では歳入歳出の差額としてはマイナスとなっており、一般財源から充当されているということが分かりました。

しかしながら、当市にとって観光事業は今後の持続可能なまちづくりの重要な部分を担っており、マイナスだから縮小していくということではないと考えています。そうなると、やはり観光事業の中から、観光駐車場の歳入のように、しっかりと財源を確保していく必要があると思います。

こうした点から、要旨3、観光における財源確保についてお伺いいたします。

現在、原市長からも、観光税というような大きな視点での取組について指示が出ているところだと思いますが、現在の財源確保についての取組についてお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君）　ご質問にお答えします。

財源確保の取組について、まず、本年6月議会にて犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、繁忙期の土日祝など、観光駐車場の利用が多いと見込まれる日を特定日として設定し、1時間当たりの使用料を値上げいたしました。これは、城下町周辺の混雑緩和への効果検証とともに、駐車場利用による歳入の増加につながればとの考えで、事業を始めたものです。

特定日の設定は11月からスタートしております。11月1か月の売上げについて、特定日のみを前年同月と比較すると、約309万円の収入増となりました。詳細な検証はこれからとなりますが、引き続き精査を行ってまいります。

また、新たな税の導入に関しては、建設経済委員会の行政視察に随行し、10月には歴史と文化の環境税として駐車場税を導入している福岡県太宰府市を、また11月には宿泊税を令和7年1月から施行する常滑市に出向き、直接、それぞれ担当職員から貴重なお話を聞くことができました。

現在、このような他自治体の先進事例を参考にしながら、実現の可能性があり、かつ本市にとって最適な税の在り方について、関係部署と協力しながら調査・研究を行っている段階でございます。

◎副議長（諏訪 毅君）　畠議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございます。柴田議員が提案されました駐車場の変動料金制、また久世議員が提案されていた駐車場税など、この来訪者から持続可能なまちづくり、観光地づくりの一部を負担いただくということは、これから観光地では必須であるのではないかなと思っております。

こうした視点から答弁でご紹介いただきましたが、10月には福岡県太宰府市駐車場税の導入について、11月には常滑市へ宿泊税の導入について、建設経済委員会で行政視察に行ってまいりました。

太宰府市では、歴史と文化の環境税として、市内にある駐車場に課税をされていました。この取組は平成15年から施行されており、現在では年間に約8,000万円の税収になっているということでした。太宰府市には市営の駐車場がなく、全て民間企業での駐車場でございまして、大変多くの事業者との交渉で苦労されたということでした。

また、常滑市では、平成29年の議会での一般質問で、宿泊税について議論があった後、令和元年に市長から検討についての指示があったが、コロナになってしまって中止と。その後、令和5年に市長の公約として宿泊税の導入を宣言したことにより、議論が加速し、令和7年1月から施行されるということになっていると聞いております。

宿泊税についても、民間事業者への説明に苦労されており、旅館業法の許可事業者29社、さらに民泊業者8社に対して、全て職員の方が足を使って何度も回って説明をされ、理解を求めてきたということでございました。常滑市には空港島に大規模な大きなホテルもあることから、年間宿泊者数が100万人で、約2億円の税収を見込んでいるということです。

こうした視察を終えて、個人的には犬山市にとっては、事業者の数が比較的少ない宿泊税がゴールに近くてよいのではないかというふうには考えています。

令和6年2月の定例議会、小川清美議員の宿泊税についての一般質問に対して、「仕組みとしては実現の可能性を有するものと考えており、財源確保の手法の一つとなり得るものとして注目しているものの、新税の導入には十分な検討と議論の時間を要するため、駐車場税とともに宿泊税も含め、観光に関する税について研究を進めていく」との答弁がありました。

先ほどお伺いしました観光による歳入歳出、このバランスを考えますと、観光からの財源確保は喫緊の課題だと捉えていますが、改めて宿泊税に対する議論の進捗、そして観光サイドとしての考えを改めてお伺いいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、歳入歳出バランスの面から、新たな財源確保は必要であると強く認識しております。

現在は、駐車場税や宿泊税など、観光に関する税で実現の可能性があるものについて、先ほど申し上げましたが、幅広に研究を行っておりますので、宿泊税のみに限定した議論にはなっておりません。ただし、令和6年2月議会にて、小川議員からのご質問にお答えしたとおり、宿泊税は、他自治体でも事例が複数あり、観光都市犬山ならではの財源になり得るもの

のと考えておりますので、有効な手法の一つと捉え、注目しており、研究も深めているところでございます。

なお、新たな税の導入に際しては、観光課だけではなく税務課など関係部署が連携し、調査・研究のための打合せの機会を定期的に設けるなど、取組を深めております。時間は要しますが、最も効果的な財源確保の方法を見極め、実践につなげることで、持続可能な観光まちづくりを前進させてまいります。

◎副議長（諫訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。観光サイドとしては、持続可能な観光地を維持していくためには、こうした来訪者に一部負担をいただく観光税が必要であるというふうな認識をされているなということは分かりました。

一方で、答弁にあったように、新税を徴収するとなると、観光課だけではなく、当然、税務課をはじめとする全庁的な協力が必要になると思います。

最後に、再々質問で市長にお伺いいたします。

私としては観光税の導入は持続可能なまちづくり、観光地づくりとして必要な考え方だというふうに思っておりますが、観光税を導入するには税の賦課、徴収なども含め、仕組みを構築するための全庁的な取組が必要だと考えています。

現在も税務課などと連携をして議論を深めているということでございましたが、スピード感を持って取り組むには、常滑市の事例のように、市長の大号令が必要だというふうに感じています。

また、犬山市が観光税の導入を検討する中で、最も可能性を有しているのが宿泊税だというふうに私は考えておりますが、この宿泊税の導入について、市長の考えをお聞かせください。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 畑議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光における財源確保についての考え方を、ちょっと冒頭にお示しをさせていただきたいと思います。

観光に特化した財源を持つことは考えていかなければならぬことだと思っています。でも、それが目的ではありません。目的は、今ある観光課題に対応するためであり、犬山の持続可能な観光まちづくりの在り方を考えていくのであれば、「数」ではなく「質」への向上に転換していくことを求めていかなければならぬからです。

また、観光費の歳入歳出の数字だけではなく、犬山に来てくださって、犬山でお金を使って楽しんでいただける消費額を意識していくことも必要と考えています。そうした思いをお示しした上でお答えをさせていただければと思います。

観光税を導入するに当たり、やるべきことはたくさんあります。まずは、どのような税がふさわしいのかの検討です。観光税を犬山の観光課題の解決に役立てるために、どういうやり方で、どんな導入によって、必要な財源を確保できるのかなどの見極めが必要となります。

その上で、税の使い道をどうしていくのか、何に使うべきなのかを検討をしていかなければなりません。また、具体的な税額の決定や徴収方法についてなどの仕組みづくりも求められます。導入の過程では、検討のための審議会も立ち上げていかなければなりません。

これらお示ししたことを総合的にまとめ、適切に進めていくためには、先ほど来お話が出ていますように、関係部署が横軸で連携をする、全府的な協力体制を整えることが必要となります。そのために、先ほどから答弁をさせていただいているようにも、既に府内での連携の体制を敷いております。関係4課による定期的な打合せを3回設け、観光税のほかにも、この秋から実施している観光駐車場の値上げや、犬山城の登閣料などについても協議を重ねているところです。

そうした中で、観光税のうち、宿泊税の可能性はという問い合わせを畠議員からいただきました。観光に特化した財源は必要だと考えていますし、観光資源が豊富な犬山らしい税の在り方だと思っています。それが観光課題の解決に役立つことにも期待をしています。そこで指示を出して、今取り組んでいるところあります。

ただし、現時点では、先ほど来から申し上げていますように、あらゆる可能性を探っていきたいと思っています。最も適した、最も実現可能な税の在り方を検討する段階であると思っています。最後の段階です。そのために、府内で研究を重ねています。もちろん研究だけではありません。カタチづくりのスピード感も求められています。これらを強く意識しつつ、観光税による持続可能な観光まちづくりのため、最適なゴールに向かって、さらに取組を強化してまいりたいと思っています。よろしくお願ひ申し上げます。

◎副議長（諫訪 毅君） 畠議員。

◎9番（畠 竜介君） 市長の力強い答弁ありがとうございました。犬山の観光に対して、やはりこれから高付加価値化をしていかなければいけないというところの思いは、私も全く一緒であります。

そして、観光税というのは税収を徴収することが目的ではなく、それをどう使うかによって、持続可能な観光地づくり、強いてはもうまちづくりにもつながっていくものだと考えております。現在、鋭意いろいろ議論をしていただいているということなので、私も私の立場でできることはやりながら見守っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、件名2に移ります。空き家対策についてでございます。

犬山市内の空き家について、私自身の町内も同じ班でも増えてきてまして、肌感覚でも空き家が増えてるなというふうに感じるところであります。

市内でも今後、高齢化または少子化に伴い、この空き家というのは爆発的に増えていく懸念もあり、今年の建設経済委員会の行政視察において、広島県呉市の空き家対策について学んできたところであります。

空き家の問題については、各議員がいろんな視点で過去にも質問をされていますが、令和6年2月議会で増田議員の質問に対して、平成27年度の空き家実態調査では776件、令和2年度は848件の空き家を確認しており、最新の件数については、今年度実施する空き家実態調査で把握されるというような答弁がありました。

そこで、まずは要旨 1 として、現在の空き家の今年度行っている実態調査の進捗についてお伺いいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求める。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

空き家の実態調査については、水道使用量やこれまでの相談状況、データベースなどを基に机上調査を行い、その結果を踏まえて現地確認を実施したところであります。

現在、対象とした所有者に対してアンケート調査を進めており、所有者の使用状況の回答を受け、2月までに取りまとめを行い、最終的な空き家の特定を行う予定をしております。

今後は、この調査の結果となる空き家件数や分布状況などを、来年度実施予定の空家等対策計画の改訂の基礎資料として活用していく予定であります。

◎副議長（諫訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございます。空き家が増加傾向なのか減少傾向なのか、進捗について伺うところでありますが、2月までに最終的な取りまとめが行われるということなので、今回はその結果を待つこととします。

要旨 2、空き家の利活用の促進についてお伺いいたします。

先ほど申し上げました行政視察で訪れた広島県呉市は、高齢化率も高く、65歳以上の人口が37%ということであることや、市内がすり鉢状の地形になっており、斜面地などに住宅が密集していて、この高齢化社会には適さないということもありまして、令和5年度の全国住宅土地統計調査によると、空き家率は22.6%と大変高い数値で推移していました。同じ調査による犬山市の空き家率は13.8%ですが、こうした数値はこれからの未来を考えると、他人事ではないことだと感じています。

呉市ではこうした空き家対策の具体的な施策として、市外からの移住希望者が戸建ての中古住宅を購入し居住する場合の補助制度、また呉市内在住の新婚子育て世代が、この戸建ての中古住宅を購入して居住する場合の補助等を行っていました。

また、空き家対策総合支援事業の国庫補助2分の1を使いまして、空き家の家財道具処分事業を実施され、家財道具の処分後に空き家バンクへの登録、宅建業者との売買契約を締結することを条件に、処分費用の補助も行っていました。

こうした事業については、当市でも移住定住の促進の観点から、似たような施策は行っていますが、空き家対策として当市に有効であるなど感じましたのは、平成26年より毎年開催されている空き家対策講演会です。空き家に対する法律面と利活用といった視点から、市民に向けた講演会を毎年実施されていまして、毎年平均150名ほどの参加者があるということございました。

市民向けの空き家に関する講演会については、当市が行っている無料相談会よりもさらにハードルが低く、参加者の間口も広いため、空き家にしないことへの意識醸成には的確な事業じゃないかなと感じています。例えば毎年地区ごとに開催場所を変えながら行うなど、それぞれの地域特性に合ったテーマで実施することで、より効果的な講演会となり、そこから

無料相談会にもつながることも期待されるのではないかと考えます。

そこで、この呉市で実施されているような市民向けの空き家に対する講演会を実施することを提案したいと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

まず、本市の空き家についてですが、先ほどの実態調査や、空き家・空き地バンクの成約率から、諸条件に依るところはありますが、建築条件のよい場所であれば、不動産業者への相談などにより流通ルートに乗せることで、ある程度利活用が図られるものと考えております。

そのことからも、空き家総数を減らしていくためには、空き家所有者に対して、空き家の利活用への動きを促す積極的な取組が必要と考えております。

ご質問の空き家相談会や講演会については、これまでの空家等対策計画においても専門家の相談窓口の拡充として、個別の住宅相談を空き家活用の目的を対象に加えるとともに、高齢者のみの世帯を対象にした相談会や、栗栖・今井地区など定住人口の維持が必要な地域を対象にした相談会を実施してきました。

来年度の空家等対策計画の改訂においても、空き家の利活用の促進策については、引き続き施策の検討を行いながら、必要な事業展開を進めていくことが重要と考えておりますので、ご提案の定期的な空き家相談会や講演会についても、計画改訂の中で議論を行い、検討を進めたいと思います。

◎副議長（諫訪 毅君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。最初に述べましたが、私が住んでいる近所でも空き家が増えてきていたり、高齢者の単身世帯が増えたりと、今後空き家になってしまいしまう懸念があるお宅が多くあります。実際、私自身も母親は近くではありますが、単身で暮らしており、いざというときにどうするのか、またどのような手続が必要になっていくのか、こういったことをきちんと話したことはないなというふうに思った次第であります。

こうした講演会を実施することで、親子で参加できるとお互いが話すきっかけにもなり、空き家にしないことへの意識醸成にもつながると考えますので、来年度以降、計画改訂の中で前向きに進めていただくことを期待しています。

以上で、私の今議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（諫訪 毅君） 9番 畠 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（諫訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

再開
午後1時00分 開議

◎副議長（諏訪 肅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

4番 光清 肅議員。

◎4番（光清 肅君） 4番、創立大会の光清 肅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

件名1、水道管の漏水調査について。

この件につきましては、以前から議会で取り上げられていますが、水道管の漏水対策は、多くの自治体で喫緊の課題となっております。老朽化した水道管は、漏水による大規模断水などのリスクをはらんでおり、市民サービスの質を担保するには、定期的な点検や更新などが必要となります。将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給していくためには、経済的な損失を抑え、健全経営を維持していくことが求められています。その中で、有収率の向上対策は重要な施策であります。そのため、貴重な水を無駄なく有効に利用するとともに、漏水による道路陥没などの二次災害を未然に防ぐためにも、漏水防止対策を積極的に取り組む必要があります。犬山市も例外ではありません。

そこで、要旨1、漏水の現状についてです。

現在の市内の水道管の総延長、老朽化の状況などはどうなっているのか。年間の水道管の漏水量はどのように推移しているのか。また、それは、国や愛知県下の状況と比較してどうなっているのか、質問をいたします。

◎副議長（諏訪 肅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山市の水道管は、令和5年度末現在、市内全域で総延長は約480キロメートルで、そのうち、水道管の減価償却期間である法定耐用年数40年を経過している管は約69キロメートルです。その割合は14.5%で、今後も少しずつ増えていく見込みです。

水道管の老朽化は、全国的にも課題となっており、本市においても例外ではありません。漏水の推移につきましては、その目安の1つとなる有収率により説明をさせていただきます。有収率は、浄水場などから配水した全ての水量に対する、各供給先の水道メーターで計測された全ての水量の割合を表し、この数値が低いと漏水が多く発生していると推測されます。

なお、配水した水量と各供給先の水道メーターで計測された水量の差は、漏水のほか、火災における消火のための放水などが含まれております。

本市の水道の有収率について、過去5年では、令和元年度が88.4%、令和2年度が88.4%、令和3年度が88.5%、令和4年度が89.3%、令和5年度が87.2%となっております。

他の事業体の状況につきましては、最新の統計データである令和4年度の水道統計では、全国平均が89.8%、愛知県平均が93.9%で、本市の89.3%と比較しますと、全国平均より0.5ポイント、愛知県平均より4.6ポイント低い状況です。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。配水する数量と水道メーターで計測された、言い換えれば、料金として収入があった水量との比率である有収率では、全国平均とはほぼ同じですが、県下平均よりはまだ低い状況が分かりました。供給水の約1割が、漏水などにより失われていることも分かりました。

ここで再質問をいたします。

漏水の結果、どのぐらいの金額が損失しているのか、再質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

損失額についてですが、漏水などが発生した分、配水量が増加することになりますので、これに伴って増加する経費である「配水に必要となる電気代」と、県営水道の「使用料金」を基に、令和5年度の決算値を用いて積算しますと、総額約3,300万円となります。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。約3,300万円と多くの金額が失われており、漏水調査をして、しっかりと対策を取る必要性を再認識いたしました。

そこで、要旨2の漏水調査の現状についてです。

漏水の原因は、何が原因か、どのように考えているか、漏水調査は現在どのように行われており、その調査費用はどのぐらいかかっているか質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

漏水の原因につきましては、様々な要因があると考えますが、水道管の老朽化が大きく影響していると考えられます。

漏水調査につきましては、水道管の種類や布設年度、深夜流量などを考慮して調査区域を決め、専門業者に委託して、道路舗装の上から漏水の音を聞く「路面音聴調査」と、各供給先の水道メーターの部分で直接音を聞く「戸別音聴調査」を実施しています。その結果、過去5年の平均で年間約14か所の漏水を発見しています。

また、これ以外に、令和3年度から5年度にかけては、水道管内の水の流れる音などを記録するセンサーを調査区間の前後に設置し、解析することで、漏水判定をする「線的」な調査を実施し、令和6年度は、調査区域に複数のセンサーを設置し、「面的」に漏水の可能性

エリアを絞り込み、その後、路面音聴調査を実施する方法を取り入れています。

これらの調査費用においては、過去5年の平均で年間約400万円の委託料をかけて行っております。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。水道管の漏水調査はとても地道な作業であることが分かりました。また、センサーを設置し、漏水の可能性エリアを絞り込むなど、新しい方法を取っていることも理解しました。

市民にとって、蛇口をひねればいつでもきれいな水が出るように、こうした作業をこれからも継続していかなければならないことは言うまでもありません。

そこで、要旨3、今後の漏水調査についてです。

今後の漏水調査については、どのように考えているか質問をいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

先ほどお答えした漏水調査によって発見される漏水箇所は、年間14か所程度ありますので、有効な方法と考えています。

漏水対策は、水道事業の健全な経営のため重要でありますので、今後も継続的に調査を進めながら、新しい調査方法で有効なものがあれば取り入れていく考えです。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。今後も継続的に調査を進めながら、新しい調査方法で有効なものがあれば、取り入れていくと答弁がありました。

再質問をいたします。

私たちの会派、創立会では、先月、宮城県の大郷町で、衛星画像を活用した漏水調査について視察研修をしてきました。大郷町では、近隣市町の12事業体で共同発注をして、スケールメリットを生かしながら、新しい漏水調査を実施しています。この調査では、衛星から電磁波を地上に放射して、地下で反射した水の成分データから、その水が水道水か非水道水か識別することで、漏水の可能性を特定するものです。

この技術によって、エリアを絞り込んだ上で、漏水調査が可能となり、調査距離を削減でき、コストや調査期間も削減することができました。最新技術を用いて優先的に調査するエリアを絞り込むことで、重要なライフラインを守り続ける体制が構築できるのではないかと思います。

そこで、この衛星画像を活用した漏水調査を当市においても進めることができないか、質問をいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

漏水調査の新たな手法につきましては、様々なものが紹介されており、衛星画像を活用したエリア選定もその一つです。

衛星画像を活用した手法は、令和2年頃から他事業体で実施されておりますが、当時は費用が割高なことや、漏水エリアの発見精度があまり高くなかったことなどを理由に実施を見送りました。

最近では、一方、この手法を新たに取り入れて実施する事業体も増え、その効果についても今後、報告が増えてくると思われます。

より効率よく漏水箇所を発見するには、漏水の可能性が高いエリアを調査区域に選定することが重要となりますので、こういった手法についても、引き続き、近隣市町と情報共有しながら、幅広く関心を持って検討を進めており、よりよいものであれば取り入れていく方針です。

◎副議長（諫訪 毅君）　光清議員。

◎4番（光清 毅君）　答弁ありがとうございました。引き続き、近隣市町との情報共有しながら検討していくとのことです。こうした漏水調査は、より広範囲に実施したほうがスケールメリットが働き、コストが大幅に削減されます。愛知県だけでなく、犬山市の地域性を生かし、隣接する岐阜県の市町とも連携を考えたらどうかと私は思います。

今後もDXの動向を注視しながら、スケールメリットを活用した漏水調査の事業展開が期待されます。

こうした漏水調査により、無駄な水を少しでも減らすとともに、今の犬山市の安くて安全な水を将来にわたって市民の皆様へ提供できるような水道事業経営を期待して、次の質問に移ります。

件名2、広域ごみ処理施設整備資金の活用について。

先月26日に尾張北部環境組合が整備を進めます新ごみ処理施設の起工式が江南市中般若町で行われました。私も出席をさせていただきました。2市2町での共同事業としての取組が始まっていますが、15年以上が経過し、待望の新施設の建設が始まりました。

新施設は、令和10年の4月から供用開始がされ、令和30年の3月までの20年間にわたって、事業者によって運営される予定です。現在までに犬山市においては、家庭系可燃ごみの減量と分別リサイクルの促進、ごみ処理費用負担の公平化を図るため、家庭系可燃ごみの指定袋制を平成20年に導入しました。当時は様々な議論がされまして、現在の経済環境部長も当時の担当として苦労されたことだと思います。

私も分別に当たっては、町内会のごみの集積所に立って、いろいろとごみの搬出について見守った経緯を覚えております。その収益等を将来のごみ処理施設の建設費に充てるように、基金の積立てが行われてきました。

そこで、要旨1、広域ごみ処理施設整備基金の現状についてです。

最初に、基金設置以降の積立てや運用の状況はどうなっているのか、積立金の財源内訳はどうなっているのか、建設が始まっているが、基金からの取崩し状況はどうなっているか、質問をいたします。

◎副議長（諫訪 毅君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

広域ごみ処理施設整備基金については、先ほど議員おっしゃるように、平成20年12月に条例を議決いただき、平成20年度より積立てを行ってきました。令和5年度末時点での積立状況は13億4,998万1,432円（88ページに訂正発言あり）、令和6年度予算での基金への積立金は9,052万9,000円で、今定例会で上程しています補正予算をお認めいただいた場合は、基金を1億1,134万9,000円を取り崩し、令和6年度末の積立状況としては13億2,916万1,432円（88ページに訂正発言あり）となる見込みです。

毎年度、積立額を9,000万円とし、その財源としては家庭系可燃ごみ指定袋による一般廃棄物処理手数料の一部、都市美化センターに直接搬入される事業系をはじめとした一般廃棄物の処理手数料の一部と、一般財源から補填し、9,000万円として積立てをしています。これに加えて、基金の運営利子も合わせて積立てをしています。

次に、基金の取崩しの状況についてですが、今年度初めてとなつておりますが、先ほど申し上げました、今定例議会に上程しています補正予算をお認めいただいた場合は、新ごみ処理施設建設工事費の負担金として1億1,134万9,000円を取り崩す予定となつております。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。昨年度末で約13億5,000万円の残高がありますが、今年度から建設費としての取崩しが発生していること、また毎年度、家庭系可燃ごみ収集指定袋の収益や、事業系手数料の一部、または一般財源を含めて9,000万円を積み立てていることが分かりました。

そこで、要旨2、広域ごみ処理施設整備基金の今後についてです。

今後、新ごみ処理施設の整備に伴つて、基金からの支出計画はどのようになつてゐるのか。また積立金のうち、新施設の稼働後は直接搬入の事業系手数料の増額分がなくなることが想定されますが、毎年の積立てをどのように考えているか、質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

広域ごみ処理施設整備基金は、主に尾張北部環境組合による新ごみ処理施設の建設費用に充てるために積立てを行つており、先ほどお答えしましたとおり、今年度より基金を取り崩し、尾張北部環境組合への負担金の支払いへ充当を行います。

建設工事自体は令和9年度に完了予定ですが、その費用には尾張北部環境組合が起債する事業債が充てられています。

事業債の償還に係る費用については、尾張北部環境組合の計画に基づき、尾張北部環境組合へ負担金として支払っていく必要がありますので、工事完了後も基金を取り崩して尾張北部環境組合への負担金に充当していくことになると考えています。

また、犬山市広域ごみ処理施設整備基金の設置及び管理に関する条例の規定のとおり、基

金は現在の都市美化センターの解体に係る財源に充てることも目的としておりますので、令和10年度以降に予定しております、都市美化センターの解体工事費などへの充当も考えています。

なお、広域化後も基金への積立は継続していきたいと考えていますが、議員ご指摘のとおり都市美化センターでの処理手数料収入がなくなりますので、積立ての額については検討が必要だと考えております。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

今後は都市美化センターでの処理手数料がなくなり、積立金の額も検討が必要と考えていることですが、例えば、他の自治体では寄附金を募るとか、新たな収入確保も検討してもらいたいと考えます。

ここで再質問をいたします。

昨日の大沢議員の一般質問でも、都市美化センターの事業終了後の解体や、跡地についての質問がありました。基金は、現在の都市美化センターの解体に係る費用に充てるのですが、解体の費用の想定とその財源について、どのように考えているか、再質問をいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

都市美化センターの解体に当たっては、尾張北部環境組合の業務を受注しているコンサルタントに相談しながら、概算とはなりますが、解体に係る設計委託費用や工事費用についての算定を進めています。

都市美化センターにある焼却施設の解体工事費用については、同規模の解体事例から焼却能力1トン当たりの解体費用の平均を参考に、予算ベースで10億円程度を見込んでいますが、同規模の施設であっても1トン当たりの解体費用には、大きく幅がありますので、あくまでもこれは参考数字として捉えていただきますようお願いいたします。

都市美化センターには焼却施設のほかに破碎施設があり、これに係る解体費用は参考となる事例も少なく、高額な費用を要することは想定されますが、解体費用の概略を見積もることは困難なため、解体に係る設計委託等の中で算出を行いたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

次に、財源についてですが、先ほどもお答えしましたとおり、広域ごみ処理施設整備基金を充当することが可能ですので、基金を財源として想定しております。

昨日、大沢議員にもお答えしましたが、広域ごみ処理施設の建設に伴うごみ処理施設の解体については、国からの補助制度がありますが、この補助制度は、新たに建設する施設と同数の施設の解体しか補助対象になりません。尾張北部環境組合では1施設を建設しますので、1施設分の解体費用が対象となり、江南丹羽環境管理組合等との調整が必要となり、現在その協議を進めているところです。

また、これまでも2つ以上の施設をまとめて1つの施設とする際、それぞれの施設の解体費用が補助対象となるよう、国への働きかけを行っています。今月には、自由民主党愛知県支部連合会との連絡会議が、来月には、愛知県市長会の西尾張ブロック9市市長会議が開催されますので、その場でも働きかけを行い、継続して国に要望を行っていきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。やはり解体に当たっては、同規模の事例を参考にすると、多額な費用、10億円程度は必要とのことであり、財源としての基金の重要性を再認識することができました。

また、解体に当たって国の補助金については現在のところは不明確ですが、補助制度を受けられるよう、ぜひとも引き続き働きかけをして、財源確保に努めていただくことを期待いたします。

要旨3、基金条例の見直しについて。

新施設が整備された以降の、まず、ごみ処理に関する費用について、ごみの収集運搬費、これは今年の2月の定例議会で私の質問に対して、現在の約1.5倍になるとの答弁がありましたが、それに加え、新施設の大規模改修費等についてどのように想定しているのか、改めて質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

令和6年2月定例議会においても、一般質問を受けており、令和2年度の参考見積りでは、午前中回収を継続した場合、収集運搬費が約1.5倍となること、今年度から収集・運搬経路や費用について詳細な検討を始める予定であるとお答えしておりますが、その後の検討についてお答えします。

6月に新ごみ処理施設への移行によって影響を受ける可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集運搬業者2者と市の3者で打合せを実施し、情報共有を行うとともに、予定しているルート、条件を伝え、積算を依頼しているところです。

車両や人員の増加が必要になることは容易に想像できますが、実際の必要数などを積み上げることは難しいため、積算には時間を要しており、現時点では、金額の見通しをお答えすることはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

一方、尾張北部環境組合において、将来的に大規模修繕等を実施することが想定されますが、現時点においては、その経費について算出する根拠、資料などはありませんので、お答えすることはできません。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。新施設の整備が終わっても、引き続きごみ処理には多くの費用がかかることが分かりました。

大規模修繕の費用については、現時点ではご答弁をいただけませんでしたが、都市美化センターや他の自治体のごみ処理施設において、一定期間が過ぎると大規模修繕を行っていま

すので、必ず必要になってくることは言うまでもありません。

そこで、再質問をします。

現在の基金は、第6条で、その使い道を広域ごみ処理施設の建設費か、都市美化センターの解体費、こういうふうに定めております。さきの答弁でもありました、今後、施設の大規模改修が必要となってきますので、その改修に当たって活用ができるよう、基金条例の見直しを検討することを提案しますが、市のお考えをお聞かせください。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

現在の基金条例は、広域ごみ処理施設の建設、都市美化センターの解体等のための基金となっています。

建設中の新ごみ処理施設は30年以上使用することを前提としており、中間に当たる令和25年度に、30年経過後の施設の取扱いや延命化対策工事の要否などについて協議を行うというふうにしております。

将来的には大きな財政負担が生じますので、今後も、基金への積立てを継続していき、令和10年度の供用開始に合わせ、基金の使途についての検討を行い、必要に応じて条例の見直しを行っていきたいというふうに考えています。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。令和10年度の供用開始に合わせて、基金の使い道を検討し、必要に応じて条例の見直しを行っていくとのことでした。市民生活の中で、ごみは毎日出るもので、将来にわたって安定的にごみ処理を行うとともに、市民の負担が大きくならないように、基金を活用して、計画的な資金計画で進めてもらうことを指摘して、次の質問に移ります。

それでは、件名3、学校教室の開放についてです。

今年度、私は民生文教委員会の委員として、市内の全小・中学校を訪問させてもらいました。実際に学校施設の現状や、熱心に子どもたちが学ぶ様子を見せていただき、大変に参考になりました。

その中で気になったことは、各学校とも空き教室が増えていることです。少子化が進む中、今後の学校の児童生徒が少なくなり、空き教室が増えることが予想されます。こうした状況は全国的に見られ、文化活動や生涯学習の場として、空き教室を開放している事例が多く見られます。

既に当市においても、小中学校の体育施設については開放がされており、体育館や運動場を利用して市民のスポーツ活動がされていることはご承知のとおりです。また、犬山南小学校では、新校舎の1階と2階の多目的スペースを開放していく予定と聞いております。

私は今後、条件はありますが、教室の開放を進め、学校施設の有効活用を進めるべきと考えますので、今回の質問をさせていただきます。

それでは、最初に、当市における学校教室の開放状況はどうなっているのか。

また、開放に当たっての許可の方法や使用料などはどうなっているか、質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

学校の施設は、第一に子どもたちの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で、休日なども子どもたちや地域の活動の場として開放しているところです。

学校の施設開放は、大きな運動施設を多数市内に設置することが困難であることから、スポーツのための施設である体育館や運動場の開放について、スポーツ交流課が実施しているところです。

一方で、スポーツ少年団の活動や吹奏楽部員の保護者見守りによる自主練習、朝の活動をする地域団体や生徒の学習支援をするボランティアによる使用など、校舎内の特別教室の開放については、事前に申出があった内容を検討し、学校ごとに学校長が可否を判断しています。

なお、現状、使用料は徴収していません。

犬山南小学校のお話がありましたが、北校舎の整備に合わせての地域活動のためのスペースを設けています。令和8年度の全体工事完了後に運用を開始する予定で、現在、校舎の長寿命化改良工事の中で、児童の利用する教室と切り分けて使用できるよう、出入口やエレベーターの整備を進めています。こうしたハード面での整備に合わせて、このスペースの使用についてのルールづくりを進めていく予定です。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。現在のところ校舎内の特別教室の開放については、事前に申出があった内容を検討し、学校ごとに学校長が可否を判断しているとのことです。

そして、犬山南小学校でも開放を予定しているとのことですが、現在のところ、積極的に教室開放している状況ではないことは理解いたしました。

ここで再質問をいたします。

現在開放している学校教室の利用については、どのように周知をしているのでしょうか、お尋ねします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

校舎の特別教室の開放については、学校ごとに個別の利用に対応しており、特に一括した周知はしておりません。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。一括した周知はしていないとのことですが、公共施設の利用に当たっては、言うまでもなく、公平性を確保することが重要です。

知ってる人だけが利用する事がないように、開放する場合は、広く周知してもらう必要があることを指摘しておきます。

要旨 2、教室開放に当たっての課題についてです。

教室開放に当たっては、課題があることも十分承知しております。児童生徒の安全を十分に守り、かつ児童生徒の活動と地域住民の活動がそれぞれ円滑に行われるようしなくてはなりません。そのため、施設の安全管理等、開放に当たっての課題についてどのように考えているか質問をいたします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

教室開放に当たっての課題は、建物の管理と運営体制の2点であると考えます。

まずは、建物の管理についてです。

学校の校舎は、子どもたちの教育活動を進めるための施設として建てられており、教室には子どもたちの名前が書かれた道具やかばんなどの物品が置かれ、作品や顔の写った写真が掲示されるなど、個人情報があふれています。

そのため、建物への部外者の侵入を防いだり、個人情報を見られたり、持ち出されたりしないよう、警備会社による管理や校舎開閉時刻の管理など、細心の注意が払われているところであり、教室部分の開放を進めるには、校舎内で開放できる場所とできない場所を分離する必要があります。

これまで、楽田小学校や犬山南小学校では、校舎改築や長寿命化工事の中でそのようなスペースを設けてきました。

しかし、そうした分離をしていない学校では、個人情報の保護が課題と考えます。

次に、運営体制についてです。

貸出しを前提としていない施設で、施設を管理する教職員がいない時間帯に広く使用するとなると、鍵の管理や受付といった部分を誰が担うのかという問題があります。

文化庁の「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」によると、「運営体制は、既存の組織体制を柔軟に活用し、学校の教員の負担を減らすよう体制を整える。」とありますが、教室の利用を進めていこうとすると、教職員の本来の業務を考慮した運営体制の構築が必要だと考えます。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。大きな課題は、建物の管理と運営体制の2点であることは理解いたしました。確かに楽田小学校、私もよく利用しますが、開放スペースと児童の学習エリアが物理的に分けることができること、そういう状況も承知しております。

ハード整備が関係してくると、校舎改築などのタイミングでないとなかなか開放スペースが確保できないことも分かります。また、運営体制についても、学校の負担軽減を図ることは、教室開放を継続的に行うためには重要な点であると理解をいたします。

そこで、要旨3、今後の進め方についてです。

今後の教室開放を進めるに当たって、様々な課題があることは理解をいたしましたが、諸課題を整理して、できるところから教室開放を進めたらどうか、質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

全ての学校で一律に開放していくということについては、先に答弁したように、校舎の構造的な課題があり、困難であると考えています。

また、市内には市民が様々な活動を行えるよう、貸し出しすることを前提とした施設が整備されており、基本的にはそちらを使っていただくことが優先であると考えています。

近年の改修等によって、校舎内で開放可能なスペースの出入りが分離されている学校においては、使用に関してのルールを策定し、周知してまいります。

いずれにしても校舎内を開放していくためにはハードの整備が欠かせないものであるため、老朽化した校舎の改築や長寿命化の工事に合わせ、本当に校舎を開放していく必要があるのか、既存の施設で賄うことができないのか、学校ごとに地域のニーズも見ながら判断してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。私も地域性を考慮して学校周辺に公共施設がある場合は、使用目的によっては、その施設を優先して利用してもらうことは必要であると考えます。

また、教室開放に当たっては、建物管理や運営体制のほか、利用者の設定、用具、備品の利用管理、それから施設利用料の設定など決めなくてはなりません。

そこで、教室開放に当たっての基準ガイドラインを作成したらどうか、再質問をいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

現時点で校舎の出入口の分離など、貸出しの条件が整っている楽田小学校では、学校運営協議会で、開放時間、場所、利用対象や利用の手續など、開放スペースの利用についてのルールづくりを進めているところです。

今年度中には策定する予定であり、その後、地域にも周知を行ってまいります。

また、この取組を、今後、整備されていく犬山南小学校の地域開放スペースの活用に当たっても参考にしてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。楽田小学校がモデルとなり、ルールづくりを進めていて、そして、先ほど指摘したように、策定後は地域に周知をしてもらえると

いうことで理解をいたしました。

こうした取組を今後、他の学校にも参考にしていくとのことですが、私は市全体で基本方針を決めて、その後で各学校の状況に合わせてルールづくりを進める方法もあるのではないかと思います。

いずれにしましても、最初に述べましたが、今後、学校の教室開放が地域や学校の実態に応じて実施され、学校施設開放が地域での文化活動や生涯学習の一つの基盤として発展していくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（諫訪 毅君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議員各位に申し上げます。新原部長より、先ほどの光清議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、許可をいたしました。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 先ほど件名2番の広域ごみ処理施設整備基金の活用について、要旨1番、広域ごみ処理施設整備基金の現状についてですが、先ほどその答弁の中で令和5年度末時点の積立て状況について、13億4,998万1,432円と申し上げましたが、13億2,157万5,353円が正しい数字となります。

それに伴い令和6年度末の積立て状況としては、先ほど答弁では13億2,916万1,432円と申し上げましたが、13億75万5,353円となるということで、数字の訂正をお願いします。すみませんでした。

◎副議長（諫訪 毅君） 光清議員、よろしいでしょうか。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎副議長（諫訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創大会、玉置幸哉です。事前に3件の通告をしておりますので、順次進めてまいりたいと思います。

件名1、職員の資格取得についてであります。

要旨1、入庁してから業務上必要で取得させる資格はどのようなもので、取得費用はどうなっているのか。

毎年、犬山市役所には新規の職員が入庁されます。その中で業務上必要として、市として取得させる資格はあるのか。また、その費用はどのようにされているのか。自己啓発の場合と、職務上必要な資格があると思われる所以、それぞれ違うと思いますので、答弁をお願いします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市として、法律上義務となっている資格を必要とする業務については、これまで主に3つの方法で対応しています。

1つ目は、資格を所持していることを前提とした職員採用による方法です。

保育士、保健師、歯科衛生士、社会福祉士、管理栄養士、学芸員などがこれに当たります。

2つ目は、資格を所持した個人、事業者などに業務を委任や委託する方法です。

学校医、コミュニティバスの運転手などがこれに当たります。

3つ目は、在職する職員に資格を取得してもらう方法です。

具体的な事例として、公共施設の防火管理者の資格については、講習費用8,000円程度を公費負担し、対象職員に資格を取得してもらい、対応しています。

そのほかにも、健康福祉部門における社会福祉主事では15万円程度、教育部門における社会教育主事では12万円程度を、一般廃棄物処理施設における技術管理者においても12万円程度の講習代と宿泊費等の公費負担を行い、対応しているところです。

なお、自己啓発として取り組む場合は、「犬山市スペシャリスト育成助成金交付要綱」に基づき、高度な専門的知識、資格免許などの取得を目指している職員を対象に、資格、免許等を取得した際、講習費、試験手数料、免許登録手数料、登録免許税などの助成対象経費の2分の1、限度額4万円を、予算の範囲内において助成しています。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今、答弁いただいたように、資格を有する人を採用する、資格を持った個人や事業主に業務委託などをする、職員に資格を取得させる、防火管理者などは8,000円程度公費負担していると。健康福祉部門の社会福祉士では15万円、教育部門の社会教育主事が12万円程度、一般廃棄物処理施設の管理技術者12万円程度の講習代や宿泊費などを公費負担しているということは分かりました。少し差があるなど、10何万のものから何千円のものから。

また、自己啓発として様々な知識や専門的な知識などを目指す場合は、僕は知らなかつたんですけど、この犬山スペシャリスト育成助成金交付要綱、民間でもやっぱりそういった自己啓発の知識を取得する場合、こういうものがあると思うんですけども、市の職員もこう言った要綱をつくってやっているということは理解しました。

ここで、要旨2つ目、消防職員の運転免許の取得についてであります。

消防職員と消防団に必要な自動車免許取得について、9月の愛知県議会でも質問がありました。消防署員や消防団員の自動車運転免許の資格について、お尋ねをしたいと思います。

かつては普通免許で車両総重量8トン未満の消防車両を運転できた時代もありました。度重なる道路交通法の一部改正で、免許の種類と運転可能な車両総重量は、段階的に引き下げられ、平成29年3月12日以降は、消防ポンプ車の主流である3.5トン以上を運転するには、準中型自動車以上の免許が必要になりました。さらに近年では、消防車両の大型化が進み、

大型免許を取得しなければ、大半の車両が運転できないことから、20代若手の消防職員に大型免許の取得を要請しているというふうに思います。

そこで、4点、お尋ねをしたいと思います。

1つ目として、当市が保有する消防車両と必要な免許についてお伺いします。

2つ目として、大型自動車免許の取得の実績について。

3つ目として、取得費用について。

4つ目として、近隣市町の状況と当市の状況をお尋ねします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

消防本部が所有する消防車両は、自動二輪車を含め24台です。そのうち、大型自動車免許が必要な車両は、はしご車、救助工作車、水槽車、あと北出張所配備のタンク車の4台となります。

中型自動車免許が必要なのは、化学車など2台、あと準中型自動車免許が必要なのは、積載車などの4台で、その他救急車を含む他の車両は、普通自動車免許で運転が可能となっております。

また、消防活動2輪車、通称「赤バイ」は、普通自動二輪免許が必要となります。

大型自動車免許の取得実績ですが、現在、消防職員数106名中、82名の職員が自己負担で取得をしております。

車両の運転手は、消防本部の機関員認定基準に基づき認定し、運用しているところでございます。

免許を取得する費用は、車両区分によって異なりますが、普通自動車免許を所持している者が、教習所で中型自動車免許を取得する場合は約21万円、大型自動車免許を取る場合は、約41万円の費用が必要となります。

大型自動車免許の助成状況ですが、県内34の消防本部の中で、全額公費負担をしているのは、名古屋市と一宮市です。反対に、全額自己負担で取得しているのは、当市を含めた8消防本部です。残り24の消防本部では、負担額は1万円から32万円と様々ですが、一部公費負担がなされております。

今後の当市の対応としましては、運転免許の取得は消防業務に必要であるため、既に次年度から一部公費負担ができるよう、近隣市町の状況を調査し、制度の創設に取り組んでおります。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今、答弁あったように、24台中10台が普通運転免許では運転できないということは分かりました。大型免許、中型免許、準中型免許の3種類の免許が必要だと。

ただ、私考えると、やっぱり大型免許を取得すれば全ての車両が運転できるのかなというふうに理解しました。

そういう中で、大型免許の取得者、職員106名中82名の方、8割、結構多いんですけども、そこがいわゆる自己負担で今まで取得をされていた。大きい負担だなと。自己負担でずっとやってきたのは、県内の34の消防本部で8つだった。費用負担様々ですが、当市含めて8消防本部が全額負担だったということは、やっぱり今までの方々にはちょっと負担を強いていたのかなというふうに思います。

しかし、市庁舎の職員、先ほど答弁がありました、様々な資格を取る場合、そして消防職員の運転免許、業務上絶対必要になります。市民の生命、財産を守るために、日夜活動していただいている、その部分の中で絶対に必要になってくるというのが、この大型免許ということありますので、少し一般職員とは違うのかなというふうには思ってます。

ただ、免許取得は個人の生涯の資格になるというものなので、次年度から制度ができるようなんですが、その辺をしっかりと議論していただきたいなと。できるだけやっぱり、負担が大きいのもいかんなということは思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、要旨3番、消防団員の免許についてお尋ねをします。

今はオートマチック限定の免許取得が主流となっているので、消防団員の若い世代もミッションの車両が運転できないことも少なくないと私は認識をしています。

現在の各分団に配置されている車両と、それを運転する必要な免許はどんなものなのか。お尋ねをします。

また、その取得費用について、どうなっているのか答弁をお願いします。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

当市が所有する6台の消防団車両は、全て準中型自動車免許が必要で、マニュアルミッション車が3台、オートマチック車が3台となっております。

消防団員の準中型以上の免許の取得状況は、女性消防団を除く、95%が自己所有しているため、現時点では機関員の確保に支障は来ておりませんが、議員ご指摘のとおり、今後オートマチック限定免許が増え、準中型自動車免許を持っていない若い世代の団員が増えてくることが想定されます。

こうした状況に対応するため、次年度以降の消防団車両の更新の際には、オートマチックかつ普通自動車免許対応の消防ポンプ車に順次切り替えていく方針です。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございました。消防団の車両については、免許取得云々ではなくて、車両のほうを切り替えていくということで理解しました。

続きまして、件名2つ目になります。要旨はありません。妊娠婦のタクシーチケットについてであります。

令和2年に低体重児の出産について質問をしております。そのときの答弁で、経済的な支援としては、低体重児の出産における支援に限定するのではなく、障害や難病などを抱えて出産時にサポートを必要とする方を含めて、全体的な子育て支援施策を構築していく中で、

総合的な支援ができないか研究してまいりたいと考えますというふうにありました。

その後の議論や新たに取り組まれた制度について、確認の意味で教えていただきたいと思います。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和2年11月議会の玉置議員からの質問を受けて以降、必要性は認識し、担当者レベルでの検討を行っていましたが、具体的な市独自の経済的支援策の立案には至っていません。

しかし、経済的支援策として、国において、令和4年度から出産・子育て応援交付金事業が創設され、当市においてもこの事業を活用し、妊娠時に5万円、出産後に5万円の給付を行い、妊娠、出産に係る経済的支援を実施しています。

また、この事業は面談などの実施が給付の条件となっていることから、伴走型相談支援に結びつけながら、妊産婦に寄り添った支援を行っているところです。

なお、経済的な支援ではありませんが、市独自制度として、妊娠後期の妊婦全てを訪問する妊婦全戸訪問事業を令和6年2月から実施しており、出産に向けた困り事や不安などを聞き取りながら、出産時や出産後に關する情報を提供するとともに、相談先の紹介など、安心して出産に臨んでもらえるよう、支援は行っております。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今の答弁ですと、制度の必要性は認識をしているが、市独自の経済的な支援は立案されていないと。その代わりと言ってはなんだけどもと、国からの制度で、妊娠時、出産時5万円、5万円給付があるから、それを充ててほしいよというような答弁に私は聞こえました。

ただ、やっぱり全国どこに住んでいても、その5万円、5万円は多分あるものであって、この後ちょっと議論をしたいんですけども、犬山はそういった状況にないということが分かってきておりますんで、この後の議論をしていきたいと思います。

ここで再質問します。

当市も市内に産婦人科が1件しかなく、市外の医療機関等へ受診、出産されることが多いというふうに思われます。

市内の妊産婦がどこで出産をしているのか、答弁をお願いしたいと思います。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

出産場所については、出産後に提出される出生連絡票にて確認していますが、転出などでそのまま連絡票が提出されないケースも多く、全てを把握しきれていないため、一般的には出産場所で受診される産後1か月産婦健診の受診状況を基にお答えします。

令和5年度の実績としましては、受診者数376件、そのうち市内の医療機関は103件で全体

の27.4%、江南厚生病院や小牧市民病院といったハイリスク分娩を受け入れる周産期母子医療センターは53件で全体の14.1%、周産期母子医療センターを除いた小牧、可児、各務原など隣接した市町の医療機関が146件で、全体の38.8%、そのほかは里帰り出産などによる県内・県外の医療機関利用が74件で全体の19.7%となっています。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。令和5年度の実績値で376人の方で、市内の医療機関での出産は103件、全体の約ですけども30%程度、近隣の総合病院や近隣の病院、先ほど、周産期医療センターというものを言われてましたけども、それを合わせて約53%、里帰り出産などは74件ですので、全体の約20%、いわゆる約半数以上の妊婦さんは自宅から少し離れた場所で出産をされている。もちろんやっぱり犬山に1件しか産婦人科がないので、やっぱり移動しているということは分かりました。

人口の10万人当たりの産婦人科の医療数、全国平均3.76に対して犬山1.37なんですね。やっぱり少ない。お隣の小牧市は人口約2倍ですが、小牧市民病院を含めると、5つの産婦人科があります。江南市は10万人を少し切ってまいりましたが、江南厚生病院を含めて5つの産婦人科があります。

病院の数だけで考えてはいけないと思いますが、これは妊産婦にとっては一つの指標になるんではないかなと思います。妊婦が市内で出産する数は間違いなく、病院が多ければ増えるのかなと。遠くの病院に行かずに自宅からできるだけ近い病院で出産したい、そういうふうに思われる妊婦も少なくはないと思います。

この数字を見れば、当市で子どもを産もうというふうに考えられる人、やっぱり産婦人科が1件よりもやっぱり選べたほうがいいだろうというふうに私は思うんですけども、そういったところは少し選択されることは低いのかなというふうに思います。だから、選択できないうからこそ、私は何らかの経済的負担をしてはというふうに考えます。

ここで再々質問になりますけども、今回は出産を間近に控えたママさんからのお話を基に質問をさせていただいています。

核家族化が進み、妊婦さんの陣痛が始まって病院に向かおうとした場合、自宅に1人しかいない場合が多くあるようです。旦那さんは仕事、呼び出しても帰ってくるまで時間がかかりそう、両親は近くにいないなど、本当に不安だというふうに言ってみました。その方はたまたま日曜日の出産に当たったようで、ご主人が家にいたということで、その日はご主人に運んでいただいたということは、僕に後ほど連絡がありました。

また、そういった出産の後もすぐに運転できないことから、病院への行き来は経済的にも負担が大きいと思われます。名古屋市東郷町、蒲郡市などは、そういった問題に対して、妊婦のための緊急時タクシーチケット利用券を交付をしています。出産のために病院等に行く場合や、妊娠中または出産後、体調不良で医療機関に行くときなど、条件は様々ですが、そういういた事業をやられています。

当市でも高齢者タクシーチケットを拡充して配布をされています。妊婦さんにも、緊急時のためのタクシーチケット、例えばタクシーチケットにこだわらず、緊急時にタクシーを使用した場合、その料金を後で実費精算する、これだけでも優しいと思うんですけども、再々

質問は、部長のほうにお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求める。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質問にお答えします。

妊娠から出産また産後の受診などにおいて、その移動手段としてタクシーを利用される方も多いかと思います。また、先ほどの答弁のとおり、市外で出産している方の割合も多く、タクシー料金は経済的な負担の一つとなっていることは理解をしています。

議員からご提案のありました、妊婦の方を対象としたタクシーチケットによる助成制度ですが、先ほども答弁させていただいたとおり、妊娠から出産までに係る様々な費用に対する支援策として、妊娠時に5万円、出産後に5万円、合わせて10万円を給付する出産子育て応援交付金事業を令和4年度から実施している状況であることから、現時点においてはタクシー料金に係る追加的な助成制度は考えておりません。

なお、保健センターでは経済的な支援だけでなく、妊娠後期に全ての妊婦家庭を訪問し、陣痛タクシーの案内など、緊急時の移動方法の確保についての案内、相談に応じながら安心して出産してもらえるよう支援をしており、今後も継続的に支援を行ってまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございました。やはり国からの支援のほうをそれに充てていただきたいと。先ほど、しかし私、述べさせていただいたとおり、市内には一つしか病院がなくて、どうしてもちょっと離れたところへ移動して、そこで受診、出産をしないといかんという事実は間違いなくありますので、そういったところを、私は見ていただきたかったなと。

簡単に試算すると、例えばタクシーレートが3,000円だと考えて、387人というふうに前回の数字をばって見ますと、100万円ちょっとぐらいでクリアできるんじゃないかなというところはありますので、ぜひまた次の機会にでも、この件については議論していきたいというふうに思っております。

件名3です。育休退園の拡大についてであります。

要旨1、現状の育休退園者の数についてであります。

当市は、皆さんもご承知だとは思いますが、令和2年から育休退園を現在の2歳児からとしており、働くママさんにとっては預けやすい環境というふうになってまいりました。それ以降は拡大せず、現状維持のままとなっています。

年々働くママさんは増えており、保育ニーズも低年齢化しているのは、以前にもお話ししました。

まずは現状、直近で何人の方が育休退園をしているのか教えてください。

加えて、ゼロ歳、1歳児の待機児童がいれば、合わせて教えてください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求める。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

直近2年間の育休退園人数は、昨年度7人、今年度は11月時点で9人です。

近年、保護者の就労による保育ニーズも高まっており、特に0・1歳児の入園希望は増加傾向にあります。

こうした増加傾向に対し、保育士の確保が追いつかず、年度途中の入園希望全ての方に対応できていないのが現状であり、11月15日時点での待機児童は、0歳児12人、1歳児1人、合計13人となっております。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。育休退園者、昨年度は7人、今年度は11月時点ですが9人、僕は増えていっているなど、増加傾向だなど。もっと驚いたのが、犬山って待機児童なかったよなというふうに、ちょっと前までは言われていたんですけども、2桁ということで、ゼロ歳児が12人、1歳児が1人で合計13人、そういった要因もやっぱり保育士が不足しているという、追いつかない、確保が追いつかないという答弁がありました。やっぱりここ、課題があるなというふうに思っています。

そこで、要旨2つ目です。

令和元年6月議会では、保育士の採用計画が答弁をされています。そこでは保育士、計画的に増員をしていくというような答弁でもありました。また、前回の9月議会、私の質問の答弁で、退職者の数が言われております。

ここで、今ちょっと数字を言いますと、令和2年、11人採用、令和3年、13人採用、令和4年、6人採用、令和5年が11人、令和6年が9人ということに、採用人数はなっておりますが、退職者の数も、令和元年が8人、令和2年が7人、令和3年が5人、令和4年が9人、令和5年が5人、いわゆる採用を増やしても、どうしても退職者の数は一定数あるもんですから、大幅に保育士が増えていくというわけではないですね。そこへまた、産休育休という感じでお休みを取られる方がいると、やっぱり総数としては、増えないですよね。少子化は進んでいるが、保育の低年齢化はより進んでいます。かつ当市も待機児童が出ている現状も分かりました。

そこで、要旨2つ目として、小規模保育園の必要性を考えます。

ゼロ歳から2歳と、大きな園庭は必要ではなく、園舎も小さくて済みます。お隣の小牧市は保育の無償化ということで、ゼロ歳児から保育の無償化が始まって、今、いわゆる民間のそういった小規模保育園も新しくできました。新しくできた施設が19施設ですので、私立全体では28施設、公立の施設が2つできましたので、以前からある施設を合わせて15施設、犬山市とは大きく違います。当市の状況とは大きく違いますが、民間のその保育園、小規模保育園、いわゆる保育士の方は自前で、民間ですので、確保されているというふうに思っています。しかし、ここの犬山市の場合は、先ほどの答弁で保育士の確保が追いついていない。いわゆる私は市民ニーズは高まっていると思いますけども、なかなかそれが追いついてきていない、そんな現状がある。

また、現状の子ども・子育て計画を見てみると、数字的には確保できているような感じで、認可内保育園での保育園は認められない、そんな状況にあるんじゃないかなと。民間が小規

模保育園をつくれない状況にあるんではないのかなというふうに、私は考えておりますが、答弁をお願いしたいと思います。

◎副議長（諫訪 毅君） 当局の答弁を求める。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

小規模保育園で実施される保育事業は、国の制度として、平成27年4月から始まり、市町村が認可する保育事業の場合は、事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定められ、その基準に沿って運営されます。

事業実施主体は、地方公共団体、民間事業者などで、対象年齢は、原則ゼロ歳児から2歳児、定員が6人から19人の比較的小さな施設となります。

「大きな園庭は必要なく、園舎も小さくて済む」と言われたとおり、ほかの自治体の開設状況からも、ビルテナントの1区画で設置される事例など、様々なスペースを活用して小規模保育所が実施されております。

子ども・子育て支援事業計画では、市内保育所の定員数と在園児数をそれぞれ将来的な数値も含め推計しております。

令和6年度における、ゼロ歳児から2歳児までの公立及び私立保育園の定員総数は554人で、それに対する在園児数は、11月1日現在で448人となり、在園率としては約81%となります。

施設規模での定員数から見ると、まだ100人程度の余裕があるということになりますが、先ほど答弁しましたとおり、対応する保育士の確保ができていないことから、施設規模での定員数を満たすことができていないのが現状です。

しかし、子ども・子育て支援事業計画では、「小規模保育事業について、参入事業者があった場合には対応できる体制を整える」ことを明記させていただいており、現在の定員状況により民間事業者が小規模保育園を整備する際の認可の判断はしていないということから、現状の定員により参入できない状況にあるという認識はありません。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。当局としては、現在の計画でも、民間は小規模保育園は参入できるんだというふうに言ってみえましたので、これは少し明るい材料かなと。

ただ、近隣市町の状況、先ほど小牧市の話もしましたけども、江南市でももう民間の保育園というのは、結構できています。各務原市も多いです。地域によっては、公より倍の民間の保育施設があるもんですから、やっぱりどこの市町も、私は保育士がなかなか確保できないから、そういう方向へ行っているのかなという感じはします。

先ほど答弁でも、今年度ゼロ歳児から2歳児までの公立、私立の保育園の定員数554人、枠はあるんだけども、建物の枠はあるんだけど、448人しか在園をしていない。100人程度余裕はあるけれども、箱はあるんだと。でも、やっぱり保育士がいないんだと。だから、これが満タンでは見れないんだということでありました。

今回、僕は保育士不足というのが、この議会でどれぐらい前から言われていたのかなということで、ずっと遡ってみました。そうすると、古くは平成16年の予算案の反対討論の岡議員が、この保育士不足のことを、採用について言及をされていた。そうすると、約20年以上も同じような状況にあるのに、それが解消できていない。それは、何かしらやっぱり犬山市では大きな問題ではないのかなというふうに思っております。箱はあるが、保育士が確保できていない、定員が埋められない、待機児童や育休退園の拡大もできないということにならないかなと。

ここで再質問ですが、市長のほうにお尋ねをします。

保育士の不足は今も話したように、過去からずっとと言われており、解消をできていません。努力はされていると思います。やっぱり増員しようというふうに採用計画もやっているんだけども、それ以上にやっぱり自然減の退職、様々な都合での退職、だからやっぱり増えている現状があるのかなと。

新羽黒子ども未来園、これ民間ですけれども、令和8年から羽黒で稼働します。そのことにより、今の公立の保育園で正規の保育士の方が少し浮くだろうと。そこを保育士不足の解消に何とかできないかなと思いますが、なかなかその人数もそんなに大きいわけではないので、僕は難しいのかなというふうに思うんですけども、だからこそ、民間の小規模保育園の参入を促すべきと私は思いますが、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎副議長（諫訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 玉置議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に、保育士不足の話をクローズアップされました。これは非常に危機意識を持っています。これは今もう現に、さらに広がりつつあります。それは何かと言ったら、国のほうが保育園の質を高めるために、配置基準を改定してきたことです。ご承知のとおりであります。それによってどうなっているのかと言ったら、卒業する、新しい保育士となる卵は少ないのに、数だけ増やすなければならない。

それによってどうなっているのかと言ったら、もう各市町で保育士の奪い合いになっています。今年も犬山市として職員を募集をしました。まだ足りません。ですから、また新たに追加の募集をして、これから募集の拡大を図っていくというぐらい苦労をしています。もう近隣で奪い合いです。

だから、先般、市長会が開催をする自民党の国会議員との意見交換がありました。その場で発言をさせてもらいました。保育園の質を上げることは大賛成、でも先生の成り手がなくして、保育士の数だけ、定数だけ増やすべきではないと。まず国として、保育士を育成できる環境をつくるから、その定数のことを見詰めてほしい、配置基準のことを考えてほしいという意見を述べてきたところであります。

こうした強い思いを持っておりますので、その点をまず冒頭お示しをしながら、質問に対してのお答えに入っていきたいというふうに思っています。

犬山の育休退園の考え方の一つを、まず最初に示させていただきたいと思います。「三つ

子の魂、百まで」と言われるように、3歳未満児の子育て期は親子で過ごす時期をできる限り大切にしていただけたらなどの、子育てに対する考えがあってのことでもあります。でも、先ほど来話が出ていましたように、2歳児については、育児休業を取った後、退園をして、次年度4月からまた3歳児として入園をすることになり、短期間で入退園を繰り返すことになってしまいます。するとどうなるのか。せっかく築かれた先生や友達との関係性が離れてしまうなど、生活のリズムが安定をしません。こうしたことから、子どもの生活のリズムの安定と、子どもを育てやすい環境を整えるという点から、令和2年度より育休退園を理由とする育児の受入れ年齢を拡大したところであります。

また、私が市長に就任させていただいてからも、育休退園の拡大について議論をしてきましたが、保育士の確保が追いつかず、拡大できる状況にはありませんでした。

さらに、さきの答弁でお示しをしたとおり、3歳未満児の保育ニーズが高まっています。仮に現時点での育休退園児童数9人と、待機児童数の13人、計22人を合わせると、子ども未来園で受け入れるとした場合、少なくとも8人の保育士が必要となります。その状況で、今、玉置議員から、民間小規模保育園の参入についてご提案をいただきました。

今ある保育ニーズに対応するためには、民間事業者による小規模保育園の設置も選択肢の一つであります。そこで、小規模保育園を認可設置している他自治体への聞き取りや、実際に運営している事業者が、当市の保育ニーズをどう捉えているのかを聞き取りを行っていきます。その上で、民間事業者による小規模保育園の設置についての研究を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

◎副議長（諫訪 毅君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 市長、答弁ありがとうございます。問題意識はもう一緒です。やっぱり一緒に思うんです。学生の人数、これから保育士になっていくであろう人数も、僕はもっと先細っていく。そりやそうですよね。どんどん子どもの数も減っているもんですから、パイも減っていくわけですから、そういったところを期待したいわけですが、やっぱりさつき市長も言われておったとおり、自治体間でね、特にお隣の小牧は5年勤めれば50万円の就職準備金みたいなのをどうぞみたいなこともやっています。あちらはそういった資金的なところでやっているんですけども、以前、犬山、答弁ありました。そうじゃなくて、犬山市は、保育士同士のつながりと、そういうところを大事にしていきたいと。

今も市長言われた「三つ子の魂、百まで」、犬山の子育てはそういったところを大事にしたいというところも理解できます。

しかし、若い年代の今のご夫婦、お父さんの収入だけではなかなかやっぱり生活できないという現実があるみたいで。本当は一緒にいたいんだけど、やっぱり働かないと今の生活が成り立たないという現状があるということは、市長も理解いただけると思いますので、こういった保育ニーズに対応する私たち議会としても、市長としても、議論をしながら、より市民が望む形で今後とも進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（諫訪 肅君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週9日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（諫訪 肅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

* * * * *

◎副議長（諫訪 肅君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時40分 散会